平成28年1月以降、マイナンバーは こんな場面で必要になります。

社会保障関係の手続き



・医療保険や年金、雇用保険の資格

取得·確認·給付

・児童手当の現況届や生活保護の

申請・給付など





- 税務署に提出する確定申告書、 届出書、法定調書に記載
- 都道府県・市町村に提出する 報告書、給与支払報告書など

災害対策



- ・被災者生活再建支援金の給付 被災者台帳の作成など
- ●社会保障・税・災害対策分野の中で、法で定められた 行政手続きにのみ使えます。
- ●民間事業者も、従業員のマイナンバーの提示を受けて 税や社会保険の手続きを行なうことになります。
- ●税の手続きで証券会社、保険会社などの金融機関から もマイナンバーの提出が求められる場合があります。

これからの制度の流れ

10月以降

住民票の住所に通知

住民票を有する人(住民票がある外国人を 含む) に、12桁のマイナンバー(個人番号) が通知されます。

平成28年1月以降

マイナンバーの利用開始

税の手続きや年金、医療保険、雇用保険などの 社会保障の手続きでの利用がスタートします。 申請者への個人番号カード交付も始まります。

一マイナンバーは、むやみに他人に教えないよう気を付けましょう 一



マイナンバーのお問い合わせは マイナンバー

コールセンター ☎0570-20-0178 午前9時30分~午後5時30分(土日祝日・年末年始を除く)

問い合わせ先 企画課 企画広報班(合志庁舎) ☎248-1813

マイナンバーとは?

10月から、日本国内の全住民に通知される、一人一人異な る12桁の番号をマイナンバーといいます。マイナンバーは、 個人が特定されないように住所地や生年月日などと関係ない 番号が割り当てられます。(法人には1法人ごとに1つ、13 桁の法人番号が指定されます)

マイナンバーで、もっと暮らしやすく。

マイナンバーは、各機関が管理する個人情報が同一人物の 情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤に なります。

さらに、国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がス ムーズになり、さまざまなメリットをもたらします。

3 ാമ メリット

給付金などの 不正受給の防止

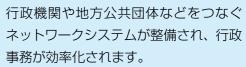
- · その人が間違いなく本人であるという 確認ができるようになります。
- ・所得や他の行政サービスの受給状況 を把握しやすくなります。
- ・負担を不当に免れることや不正な受給 の防止に役立ち、本当に困っている人 にきめ細やかな支援ができます。

面倒な手続きが 簡単に!

年金や福祉などの申請時に、健康保険 証や年金手帳、所得証明書や住民票な ど、用意しなければならない書類が減

り、国民の負担が減ります。

行政の手続きの 迅速化



また、被災者台帳の作成などにマイナン バーを活用することで、迅速な行政支 援が期待できます。



